

「介護予防・日常生活支援総合事業のあり方検討会議」運営支援事業業務委託仕様書

1 事業名

「介護予防・日常生活支援総合事業のあり方検討会議」運営支援事業業務委託

2 事業の目的

介護予防・日常生活支援総合事業は、介護保険法第115条の45第1項の規定に基づき、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域で支え合う体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とするために実施することとされている。

一方で、その内容は多岐に渡っており、対象者も幅広いこと、さらには本市における各事業の経過の中で、

- 対象者像と事業体系の関係性の整理
- 介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業の連動性の確保
- 自立支援・重度化防止の取組の推進
- 地域の多様な主体による協力体制の確保

といった課題が生じている。

このため、2024年度に予定している「かわさきいきいき長寿プラン」の次期改定に向けて、本事業の体系化を図りながら、

- 支援を必要とする者に、的確な支援を提供する
- 効率的・効果的な支援の提供体制を構築する
- 自立支援・重度化防止を継続的に推進する仕組みを整備する

ために必要な取組の方向性及びその方策について検討する必要がある。

本業務は、これらの検討に際して必要となる情報の収集・分析や、現状に関する検証・評価等を行うとともに、関係団体の代表者によって構成する「介護予防・日常生活支援総合事業のあり方検討会議」の円滑な運営を確保するために実施する。

3 履行期間

令和4年2月10日から令和5年3月31日まで

4 履行場所

川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館10階
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室 他

5 業務の内容

(1) 事業対象者や地域資源等に関する情報収集・分析

介護予防・日常生活支援総合事業の対象者が有する特性やニーズ、及び同事業の

実施に資する地域資源の類型や効果等について、先行研究や統計資料等を用いて情報収集・分析し、委託者に報告する。

(2) 事業の実施状況の整理及び検証・評価

本市における介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況について、関係資料の収集や所管部署に対するヒアリング等により把握した上で、集約的に整理する。

合わせて、地域リハビリテーション活動支援事業については、地域リハビリテーション支援拠点及びその支援を受けた事業者等に対するヒアリング等を通して、支援内容及びその効果を検証・評価する。なお、地域リハビリテーション支援拠点は、市内8ヶ所の病院・施設に委託しており、各拠点につき1事例程度を検証・評価することを想定している。また、本業務の実施に当たっては、本市が指定する学識経験者を同行させること。

(3) 会議の進め方等に係る企画提案

(1) 及び(2)を踏まえた「介護予防・日常生活支援総合事業のあり方検討会議」の進め方及びスケジュールを記載した計画書を作成する。なお、同計画書については、委託者が指定する期日までに提出し、承認を得ること。

(4) 会議の開催準備及び資料作成の支援

会議の開催に向けて、各回の議題及び論点を整理し、資料の作成を支援する。

(5) 会議の運営支援

会議の各回に出席し、会場の設営や各種経費の支払い、議事録（概要でも可）の作成等を行う。なお、会議は、外部委員10名程度・行政委員3～5名程度で構成し、令和4年度において2ヶ月に1回、合計6回程度の開催を予定している。

(6) 報告書の作成

会議における協議内容をとりまとめた報告書及びその概要を作成し、委託者が指定する期日までに提出する。なお、報告書の作成に際し、校正を2回以上行うこと。

(7) 打ち合わせ

(1) から(6)までの各種調整及び作業状況の確認等を行うため、概ね月1回程度、担当部署と打ち合わせを行う。

6 成果物

報告書（150部）、報告書（概要を含む）及び作成資料のデータファイル一式

7 その他

- (1) 成果物の文章、図表、イラスト等の著作権は、川崎市が有する。
- (2) 本業務の履行にあたり、本仕様書に定めのない事項は、本市と受託者で協議の上、決定する。